# 令和５・６年度皆野町物品等入札参加資格審査申請書提出要領

１　資格審査申請対象者

　令和５・６年度において、皆野町が発注する物品納入、修繕・製造の請負、庁舎管理、建設用資材納入等に係る入札・見積等に参加を希望する方。

　ただし、次に掲げる方は除きます。

①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する方

②地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項の規定に該当する方

③皆野町契約規則第 20 条の規定により皆野町の競争入札に参加させないこととされた方

④営業に関し許可等を要する場合、該当登録・免許・許可等を受けていない方

⑤法人及び個人の区分に応じてそれぞれ定める税目に未納の額のある方

　法人　法人税並びに消費税及び地方消費税

　（本店又は代理人を置く営業所が町内にある場合にあっては、法人税、消費税及び地方消費税、町民税、固定資産税、軽自動車税）

　個人　所得税並びに消費税及び地方消費税

　（本店又は代理人を置く営業所が町内にある場合にあっては、所得税、消費税及び地方消費税、町民税、固定資産税、軽自動車税並びに国民健康保険税）

２　受付期間　　令和４年１２月１９日（月）～　令和５年１月２７日（金）

３　提 出 先　　〒369-1492

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1

皆野町役場　総務課　情報管財担当

４　提出方法　　**郵送・メール便等による提出（１月２７日必着）**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご協力をお願いします。

５　提出書類

① 申請書及び添付書類等は、提出一覧表のとおりです。（１部提出）

② 書類は綴じないで、一覧表の番号順に揃え、クリアファイル（→）に挟み込んで提出してください。（色の指定等はありません。）

※ホチキス留め等はしないでください。

※添付書類でA4判以外のサイズがある場合は、拡大・縮小コピー等でA4判に統一してください。

③ 「令和５・６年度入札参加資格（物品等）申請書 在中」と封筒に明記してください。

６ **資格有効期間**　　令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの２年間

７ **審査結果**

申請書が受理され、本町から非資格者である旨の連絡がない限り、当該申請者は本町資格者名簿に登録されたことになります。**登録済通知、受付票の交付等はしません。**

皆野町入札参加資格者名簿に登録された方は、一般に公表します。ご了承のうえ申請ください。

８ **注意事項**

① 書類に不備があった場合は、申請書を受理しませんので十分注意してください。

② 営業種目の選定は５業種以内としてください。

③ 受付票を希望する方は、必ず、返信先を明記した「はがき」を同封してください。

**※毎年多くの申請を確認しているため、封筒やFAXでは、封入や送信に時間がかかってしまうため、対応できかねます。必ず「はがき」でお願いします。大変恐縮ですが、皆様のご協力をお願いいたします。**

９ **その他**

申請書等の様式は、窓口配布はしません。町ＨＰよりダウンロードしてください。

**【お問合せ】**
**皆野町役場　総務課　情報管財担当**
**電話：0494－62－1231（直通）**

## ［物品等］提出一覧表

（１）提出申請書

| 番号 | 申　　　請　　　書 | 備　考 |
|---|---|---|
| 1 | 入札参加資格審査申請書<br>皆野町独自様式「物品等－1・2・3」 | (Excel)　物品等－１・２・３<br>営業種目コード表 |
| 2 | 委任状（皆野町独自様式） | (Word)　代理人を置く場合に限る。 |

（２）添付書類

| 番号 | 書　　　類　　　名 | 留　意　点 |
|---|---|---|
| 1 | 身分証明書の写し及び住民票の写し<br>後見登記されていないことの証明書 | 個人業者の場合に限る。　写し可<br>※申請日前 3 カ月以内に発行され、証明内容が現状と相違ないもの。 |
| 2 | 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）<br>申請日前 3 ヶ月以内に発行され、登記内容が現状と相違ないもの。 | 法人業者の場合に限る。　写し可 |
| 3 | 町税納税証明書の写し | 町内業者（法人町民税又は町民税）の場合。<br>※申請日前 3 カ月以内に証明を受けたもの |
| 4 | 「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書（その 3）の写し | 全業者提出：法人は「その 3 の 3」<br>個人は「その 3 の 2」<br>※申請日前 3 カ月以内に発行したもの |
| 5 | 決算報告書 | 登記されていない任意団体等で、商業登記簿謄本及び納税関係証明書が発行されない場合（直前過去 2 年間のもの・写し可） |
| 6 | 営業に関し法律上必要な許可書の写し | |

※ 免税事業者の場合であっても、その証明に代わるもの（税務署発行納税証明書「その1」もしくは「その 3」）を提出してください。

※ 納税証明書の提出がない場合は、申請を受付できませんので、必ず提出してください。